

広報しんち

10.20
2021

発行と編集 新地町役場企画振興課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田 30
☎0244-62-2112 FAX0244-62-3194 E-mail:koho@town.shinchi.lg.jp

ふるさと産業まつり・健康福祉まつり・保育展・図書館まつりの中止のお知らせ

今年度開催を予定していました「ふるさと産業まつり」、「健康福祉まつり」、「保育展」、「図書館まつり」は、新型コロナウイルス感染症拡大のリスクを踏まえつつ検討した結果、参加者の皆様や関係者の健康と安全を第一に考え、中止を決定しました。開催を心待ちにされていた皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

◎問い合わせ ふるさと産業まつり

(ふるさと産業まつり実行委員会事務局) 電話：62-2194)
健康福祉まつり (健康福祉課) 電話：62-2931)
保育展 (町民課) 電話：62-2116)
図書館まつり (図書館) 電話：62-5031)

新地町図書館からのお知らせ

福島県沖地震による建物被害の復旧工事が終了しましたので、10月12日(火)から通常運営を行っています。

みなさまのご利用をお待ちしています。

◎問い合わせ 図書館 (電話：62-5031)

マイナンバーカード 休日窓口開設

町では、平日にマイナンバーカードの申請や受け取りに行くことができない方のため、休日窓口を毎月1回開設します。利用される方は予約をした上でご利用ください。

開設日時 11月14日(日)
9時～15時(予約制)
場所 役場1階町民課窓口
◎予約・問い合わせ
町民課 ☎62-2115

令和4年度入札参加 資格審査申請受付

町では、「令和4年度入札参加資格審査申請」の受付を次のとおり行います。

受付方法 郵送受付、窓口受付
受付期間 11月1日(月)～11月30日(火)
※郵送の場合は11月30日(火)消印有効
窓口受付時間 9時～11時30分・13時～16時(土・日・祝日を除く)

保育所入所申込受付

町では、令和4年4月から、新たに保育所に入所を希望する方の申込み受付を、次の日程で行います。

入所申込書類等は、町内の各保育所・役場町民課に備え付けのほか、町ホームページからダウンロードできます。

◎問い合わせ
各保育所(左表参照) および町民課 ☎62-2116

◎問い合わせ
総務課 ☎62-2111

窓口受付場所 役場2階「総務課窓口」
受付対象業種 建設工事請負業、測量等委託、物品販売、修繕等
※総括表等の必要書類は、総務課に備え付けのほか、町ホームページからダウンロードできます。詳しくはお問い合わせください。

受付場所	受付日時	対象年齢
福田保育所 電話：62-3595	11月8日(月) 9時～12時 13時～16時	満1歳(令和4年4月1日までに満1歳を迎える乳児を含む)～就学前
新地保育所 電話：62-2277	11月9日(火) 9時～12時 13時～16時	3か月(令和4年4月1日までに満3か月を迎える乳児を含む)～就学前
駒ヶ嶺保育所 電話：62-3009	11月10日(水) 9時～12時 13時～16時	満1歳(令和4年4月1日までに満1歳を迎える乳児を含む)～就学前

10月31日(日)は

第49回衆議院議員総選挙の

投票日です

この選挙は私たちの声を国政に反映する大切な選挙です。棄権しないで投票しましょう。

公示日 10月19日(火)
投票日 10月31日(日)
投票時間 午前7時～午後6時

■投票できる方

平成15年11月1日までに生まれた方で、3カ月以上新地町に居住し、住民登録のある方(令和3年7月18日までに転入届を出している方)

票は3回となります。

■投票所

投票所は町内7カ所ですが、投票できる投票所は「投票入場券」に記載されていますのでご確認ください。なお、入場券は、公示日に郵送しています。投票所にお出かけの際には必ず持参してください。

■投票の方法

投票は、候補者個人の名前を記入する選挙区選挙、政党名を記入する比例代表選挙、あわせて最高裁判所裁判官国民審査も行われますので、投

票は、候補者個人の名前も、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、当日、投票所の係員にお申し出ください。

■投票時間は午後6時まで

投票日の投票時間は午前7時から午後6時までとなっています。当日、投票が出来ないと見込まれる方は、期日前投票ができますので、棄権しないで投票してください。

■期日前投票をご利用ください

選挙の当日、次のいずれかに該当すると見込まれる方は、期日前投票ができます。

- ① 仕事や学業、冠婚葬祭等の場合
- ② 投票区の区域外に出かけた
- ③ 病气、けが、出産等のために歩行が困難な場合

④ 天災または悪天候により、投票に到達することが困難な場合、新型コロナウイルス感染症予防の場合

期日前投票期間

10月20日(水)～30日(土)

午前8時30分～午後8時

期日前投票場所

役場1階101・102会議室

※入場券をお持ちください。

■身体に重度の障がいのある方は郵便等による不在者投票ができます

身体障がい者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方、または介護保険被保険者証を交付されている方で一定の要件に該当する方は郵便等による不在者投票ができます。投票に係る書類等を請求する必要がありますので、10月27日(水)までに、町選挙管理委員会にご連絡ください。

【身体障がい者手帳をお持ちの方】

両下肢・体幹・移動機能の障がいあつては1級または2級、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がいあつては1級または3級、免疫・肝臓の障がいあつては1級から3級

【介護保険被保険者証をお持ちの方】

要介護5

■特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などをしていて一定の要件に該当する方は、郵便等で投票することができます。投票用紙の請求など詳しくは、町選挙管理委員会へお問い合わせください。

【対象となる方】

次のいずれかに該当する選挙人で外出自粛要請等の期間が選挙公示日の翌日から選挙の当日までの期間にかかると見込まれる方

○感染症法・検疫法の規定により外出自粛要請を受けた方

○検疫法の規定により隔離または停留の措置を受けて宿泊施設等に収容されている方

(入場券の裏面(宣誓書)記入例)

※新型コロナウイルス感染症への感染が心配される状況は、期日前投票を行う事由となります。「オ」に○をしてください。

投票日に投票ができない方は、期日前投票ができます。	
期 間	10月20日(水)から10月30日(土)まで
時 間	午前8時30分から午後8時まで
場 所	新地町役場 1階 会議室101・102
持ち物	本 券

○下記宣誓書を事前に記入してください。
○下記宣誓書は、表面の宛名に記載された選挙人ご本人以外は使用できません。
○投票日当日に投票される場合は、記入の必要はありません。

期 日 前 投 票 宣 誓 書

令和3年10月●日

氏 名 (白 署)	● ● ● ●	生年月日	明・大・昭・平 ●年●月●日
現住所	※表面の住所と同じ場合は記入不要 新地町 ● ● ● 字 ● ● ● 番地		

私は、選挙の当日、次の事由に該当する見込みであり、以下の記載が真実であることを誓います。

次のうち該当する事由のア～オのいずれかに○を付けてください。	
期 日 前 投 票 事 由	ア 仕事・学業・冠婚葬祭・その他()に従事
	イ (投票区域外への)旅行・外出・滞在
	ウ 病気・出産・負傷のため歩行が困難
	エ 住所移転のため、他の市町村に居住
	オ <input checked="" type="radio"/> 天災・悪天候・新型コロナウイルス感染症予防など

■入場券の様式が変更になりました
今回の選挙から、入場券の裏面が「期日前投票宣誓書」に変更になりました。これまでは、期日前投票所において期日前投票宣誓書に住所、氏名等をご記入いただいていたのですが、あらかじめ、ご自宅等で必要事項を記入できるため、期日前投票所での受付が早く済みます。
期日前投票をされる方はあらかじめ必要事項をご記入の上、ご来場ください。
※期日前投票所は投票日が近くなるほど混雑しますので、早めに投票をお願いします。

衆議院議員総選挙における 新型コロナウイルス感染症対策

衆議院議員総選挙における投票の際に以下のとおり感染症対策に取り組めます。投票される皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

■投票所で行う感染症対策

- 投票管理者、立会人、投票所職員はマスクを着用し、咳エチケット、手洗い、消毒の実施に努めます。
- 投票所に手指用アルコール消毒液を設置します。
- 定期的に投票所の換気を行います。
- 受付の机、投票用紙交付用の机、投票用紙記載台等を定期的に消毒します。

■投票に来られる皆さんへお願いする感染症対策

- 投票所内でのマスクの着用にご協力をお願いします。
- 咳エチケット、来場前後に手洗い、消毒をお願いします。
- ご持参の鉛筆やシャープペンシルで投票用紙に記入できます。
- 周囲の方との距離を保つようにお願いします。



◎問い合わせ 新地町選挙管理委員会
(電話：62-2111)

新型コロナウイルス感染症による失業者 支援金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業所の都合で失業（解雇や雇止め）となった方および倒産・廃業した事業主の生活の維持のため、支援金を支給します。

対象者

①解雇・雇止めとなった方

・雇用契約を結んでいた事業所等から令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響で失業（解雇や雇止め）され、申請日現在において求職活動中の方かつ失業給付金の受給資格がないまたは失業給付金を受給し、受給期間が終了した方

②倒産・廃業となった方

・自ら経営する事業所等が令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響による経営悪化を理由に倒産、または廃業したことにより失業し、申請日現在も失業中の方

※次の要件すべてに該当すること

・令和3年4月1日から申請日まで引き続き本町に住民票を有している方

・生活保護受給世帯並びに雇用していた事業主の配偶者および三親等以内ではない方

・暴力団員等に該当しない方

支援金額 50,000円

（一人一回限り）

申請方法 役場企画振興課で

交付する申請書に必要事項を記入し、必要書類を揃えて申請してください。申請書はホームページからもダウンロードできます。

・新地町新型コロナウイルス感染症による失業者生活支援金交付申請書兼請求書

・雇用保険被保険者離職票12の写し、雇用保険受給者資格証の写し、事業主による退職証明書等の使用期間や離職理由などの証明書類、または個人事業の廃業等届出書の写しなどの証明書類のいずれか

・通帳の写し

申請期間 令和3年10月1日

（金）令和4年1月31日（月）まで

◎申請・問い合わせ

企画振興課

☎62-2112

新型コロナウイルス感染症対策事業継続 支援給付金

新型コロナウイルス感染症拡大によって、大きな影響を受ける事業者の事業継続支援を図るため、給付金を交付します。

対象者 次に掲げる要件をすべて満たす事業者

(1)町内に事業所のある事業者で、交付申請および交付決定時点において事業を継続しており、今後も事業を継続する意思があること。

(2)新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年4月から7月までの売上高の合計が前年同期または前々年同期と比較して、20%以上かつ20万円以上（個人事業主の場合は10万円以上）減少していること。

給付金額 法人20万円、個人事業主10万円

提出書類 ①給付金交付申請書

②町内で事業を営んでいることがわかる書類

③売上

高等の実績が確認できる書類

④本人確認書類（個人事業主のみ）

⑤通帳の写し（表紙および支店名や口座番号記載の見返しページ）

⑥誓約書

⑦要件確認シート

⑧その他（譲渡、相続等の理由で事業を継承している場合は、別途提出書類が必要になります。）

※①、⑥、⑦、⑧は町商工会

および企画振興課の窓口で配布するほか、ホームページか

お問い合わせ 新地町商工会

☎62-2442

企画振興課 ☎62-2112

「県民割プラス」をご利用の方に 「新地町特産品詰め合わせセット」プレゼント

町では、福島県「県民割プラス」事業を利用して町内の宿泊施設に宿泊した方に、特典として「新地町の特産品詰め合わせセット」をプレゼントしています。

対象者

福島県内在住者で星プランニング（電話：62-2554）を通して宿泊予約され方

対象期間

令和3年10月4日（月）チェックインから
※期間については、福島県「県民割プラス」事業の対象期間と同様です。ただし、商品がなくなり次第終了とさせていただきます。

◎問い合わせ

企画振興課
（電話：62-2112）



【特産品詰め合わせセットの一例】

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

○支給要件と給付額について

年金の種類 (国民年金)	支給要件	給付額
老齢基礎年金	①～③全てに該当	5,030円(月額)を基準に、 保険料納付済期間等に応じて算出されます。
	① 65歳以上 ② 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下 ③ 世帯員全員の町民税が非課税	
障害基礎年金	前年の所得額が472万円以下	障害等級2級 = 5,030円(月額)
遺族基礎年金		障害等級1級 = 6,288円(月額)
		5,030円(月額)

○請求手続きはお早めに！

新たに本制度の対象となる方には日本年金機構から請求手続きのご案内が8月下旬より順次送付されております。同封のはがき(請求書)に氏名などを記入し、速やかに返送してください。

令和4年1月4日までに請求手続きが完了しますと、令和3年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

※これから年金を受給する方で本制度の対象となる場合は年金請求手続きと併せて年金事務所もしくは役場で請求手続きをしてください。

○ご注意ください！

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号や暗証番号を聞いたり、手数料などの金銭を求める電話や案内をすることはありません。

◎問い合わせ

健康福祉課 (電話：62-2931)

相馬年金事務所 (電話：36-5172 音声案内5番)

給付金専用ダイヤル<ナビダイヤル> (電話：0570-05-4092)

好評発売中！『2022 県民手帳』

県内観光施設の割引パスポートと道の駅おでかけクーポンが付いたお得な手帳！その他にも統計・名簿・生活便覧などお役立ち情報が満載です。

●横野版、カレンダー版 各600円(税込)

※数に限りがありますのでお早めにお申し込みください。

◎販売・問い合わせ 企画振興課 (電話：62-2112)



【茶：横野版 緑：カレンダー版】

令和3年度新地町ICT活用発表会

町内4小中学校で情報機器を活用した授業を公開する「新地町ICT活用発表会」を開催いたします。

町では、情報機器を活用して子どもたちが考えを深め、話し合い活動を充実させる授業の展開と、身につけるべき資質・能力として重要な「情報活用能力」の育成を目指してまいりました。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、募集定員を会場各校45名に限定しての公開となります。当日授業参観を希望する場合は、あらかじめ10月末日までに町内各校にご連絡のうえ、検温、マスク着用で参観をお願いいたします。

■日時 11月12日(金)

■公開授業

学校	時間	公開授業科目
福田小学校	13:35~14:20	1年 算数 / 4年 総合 / 5年 算数
新地小学校	13:35~14:20	2年2組 生活 / 3年 理科 / 5年 国語(書写)
駒ヶ嶺小学校	13:35~14:20	2年 音楽 / 3年 図画工作 / 6年 国語
尚英中学校	13:30~14:30	1年3組 美術 / 2年2組 道徳 / 3年2組 社会 (オンライン授業)

◎問い合わせ 教育委員会 (電話: 62-4477)

文化祭中止のお知らせ

今年度の新地町文化祭は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止させていただきます。

ご理解の程よろしくをお願いいたします。

◎問い合わせ 新地町文化協会
(電話: 62-2085)

**福島海上保安部から
のお願い**

例年、全国的に9月から11月の秋季に釣り中の事故が多発する傾向にあります。海での事故を防止するため、次のことについて徹底していただくようご協力をお願いいたします。

- ・ライフジャケットを常に正しく着用しましょう。
- ・子どもから目を離さないようにしましょう。

- ・天気予報をこまめに確認し、海が荒れる前に中止しましょう。
- ・緊急時にすぐに連絡できるよう防水対策をした携帯電話等を持ち歩きましょう。
- ・防波堤等の立入禁止場所には入らないでください。

◎問い合わせ
福島海上保安部交通課
☎ 0246-54-3450

自家消費野菜等の放射性物質測定結果について

9月測定分

◎単位: Bq/kg (Cs134とCs137の合計)

◎NDは検出下限値以下

食品名	測定件数	セシウム測定値 (最大値)
イノハナ	1件	588
千本しめじ	1件	59

町では自家消費野菜等の放射性物質測定を行っています。

検査を希望される方は持込方法などをご確認の上、予約をお願いします。

◎予約・問い合わせ
農林水産課 (電話: 62-2194)

農作物等被害対策によるイノシシ捕獲数について

	捕獲数 (頭)
9月捕獲数	17
令和3年度累計捕獲数	92

町では、農作物等鳥獣被害対策として、イノシシの捕獲活動を実施しています。有害鳥獣捕獲隊の活動にご理解ご協力をお願いいたします。

また、大変危険ですので、捕獲用の箱罟等には近づかないようにお願いします。

◎問い合わせ
農林水産課 (電話: 62-2194)

わくわくランド イベント情報

■ぷるぷるゼリー石けんを作ろう

開催日時 10月31日(日)

10時30分～15時

※12時～13時は休止

内容 アガーを使用してぷるぷる石けんを作ります。

開催場所 わくわくランド

ふれあいキッチン

定員 先着30名

参加対象 6歳以上のお客様

※保護者同伴でご参加ください。

参加費 無料

応募方法 当日受付

※定員になり次第終了

※1回の申込につき3名まで

■わくわくフラワー教室

開催日時 11月20日(土)

①10時30分～12時

②13時30分～15時

内容 季節の造花を使用し、クリスマス壁飾りを作ります。

開催場所 わくわくランド

多目的ホール

定員 各回15名(合計30名)

参加対象 中学生以上

参加費 一人500円

応募方法 わくわくランド窓口、FAX

申込事項

①参加者氏名(全員分)

②電話番号③住所④参加希望時間

申込期間 10月20日(水)～11月3日(水)まで

※電話申込不可

※1回の申込につき2名まで

※当選者のみ、締切から1週間前後を目安にご案内を返送

◎申し込み・問い合わせ

相馬共同火力発電株式会社

新地発電所内 わくわくランド

☎62-4722

<http://sonakyoka.co.jp>

電話受付・開館時間 10時～16時

休館日/毎週月曜日(月曜日)

が祝日の場合は翌平日)、年末年始

※都合により臨時休館またはイベントを中止する場合がございます。

相馬市役所3階
新地町新地町役場企画振興課

令和4年度入札参加 資格審査追加申請の受付

相馬市役所3階
新地町新地町役場企画振興課

相馬市役所3階
新地町新地町役場企画振興課

相馬市役所3階
新地町新地町役場企画振興課

相馬市役所3階
新地町新地町役場企画振興課

相馬市役所3階
新地町新地町役場企画振興課

相馬市役所3階
新地町新地町役場企画振興課

相馬市役所3階
新地町新地町役場企画振興課

相馬市役所3階
新地町新地町役場企画振興課

相馬市役所3階
新地町新地町役場企画振興課

相馬市役所3階
新地町新地町役場企画振興課

相馬市役所3階
新地町新地町役場企画振興課

相馬市役所3階
新地町新地町役場企画振興課

相馬市役所3階
新地町新地町役場企画振興課

相馬市役所3階
新地町新地町役場企画振興課

管理係

〒976-8601

相馬市中村字北町63番地の3

◎申請・問い合わせ

相馬市役所3階

☎35-4132

公開講座の開催

相馬市役所3階

相馬市役所3階

相馬市役所3階

相馬市役所3階

相馬市役所3階

相馬市役所3階

相馬市役所3階

相馬市役所3階

相馬市役所3階

相馬市役所3階

相馬市役所3階

相馬市役所3階

相馬市役所3階

相馬市役所3階

相馬市役所3階

相馬市役所3階

相馬市役所3階

相馬市役所3階

相馬市役所3階

相馬市役所3階

(相馬市役所3階)

新地町新地町役場企画振興課

課

その他 新型コロナウイルス感染症対策のため、入場整理券の数に限りがあります。また、入場の際には、会場での検温・マスクの着用にご協力ください。

なお、感染拡大の状況によっては中止とする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

◎問い合わせ

相馬市役所3階

☎35-4021

相馬市役所3階

相馬市役所3階

相馬市役所3階

相馬市役所3階

相馬市役所3階

相馬市役所3階

相馬市役所3階

相馬市役所3階

相馬市役所3階

相馬市役所3階

相馬市役所3階

相馬市役所3階



行政相談

11月10日(水) 10時～15時 保健センター

心配ごと相談

11月1日(月)・10日(水)・22日(月) 10時～15時
保健センター

交通事故相談

11月2日(火) 9時～17時 役場301会議室

無料法律相談所（電話相談）

町では、弁護士および司法書士による電話無料法律相談所を開設します。相談は無料ですが電話相談の方法によっては、通話料をご負担いただく場合があります。

また、事前の予約が必要となりますので、問い合わせ先へ連絡ください。

開設日

①司法書士による相談 11月9日(火)

②弁護士による相談 11月16日(火)

場所・時間 役場101相談室 14時～16時

相談員 福島県弁護士会相馬支部所属弁護士

福島県司法書士会所属司法書士

相談内容 生活に関する悩みや、消費生活に関すること

◎予約・問い合わせ

町民課（電話：62-2116）

福島県弁護士会相馬支部（電話：36-4789）

福島県司法書士会（電話：024-534-7502）

11月

休日在宅当番医

3日(水) わたなべ胃腸内科
(相馬市) ☎26-5061

7日(日) 桜ヶ丘さいとう整形外科
(相馬市) ☎35-1333

14日(日) やまぐち小児科医院
(相馬市) ☎37-8815

21日(日) 菅野医院
(新地町) ☎63-2388

23日(火) 大石医院
(相馬市) ☎35-3451

28日(日) 菜のはなこどもクリニック
(相馬市) ☎36-8739

診療時間 9時～16時

休日在宅当番歯科医

3日(水) 松永歯科医院
(原町区) ☎23-2669

7日(日) 新開歯科医院
(相馬市) ☎36-3214

14日(日) 羽生歯科医院
(原町区) ☎23-3214

21日(日) 八巻歯科医院
(相馬市) ☎35-3061

23日(火) 松本歯科医院
(原町区) ☎24-1687

28日(日) 桜ヶ丘デンタルクリニック
(相馬市) ☎26-7018

診療時間 9時～16時

町内の空間線量率調査結果

町では、町内24か所で放射線量の独自調査を行いました。9月11日の測定結果は次のとおりです。

(μ Sv/h)

	測定場所	地表面	測定値
1	福田小学校	土	0.06
2	福田保育所	土	0.06
3	木崎公会堂	土	0.04
4	新地北工業団地	砂利	0.04
5	鈴宇峠県境	砂利	0.07
6	沢口ふれあい広場	芝	0.06
7	狼沢集会所	土	0.05
8	新地小学校	土	0.05
9	尚英中学校	土	0.06
10	新地保育所	土	0.05
11	鹿狼山登山口駐車場	砂利	0.10
12	今泉農業集落排水処理場	砂利	0.05
13	総合公園こどもの森	芝	0.07
14	新地浄化センター	芝	0.07
15	岡公会堂	舗装	0.04
16	杉目集会所	舗装	0.05
17	大戸浜緑地広場	舗装	0.05
18	新地町役場	舗装	0.06
19	菅谷公会堂	土	0.08
20	駒ヶ嶺小学校	土	0.06
21	駒ヶ嶺保育所	土	0.05
22	大沢北国道113号県境	砂利	未測定
23	藤崎公会堂	砂利	0.06
24	富倉地区防災 コミュニティーセンター	舗装	0.06

※測定は、地上1m（3保育所は50cmの高さ）の高さで3回の平均値。

※大沢北国道113号県境は通行止めのため未測定

コミュニティ助成事業（宝くじ助成金） で備品を整備しました！

一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として実施している令和3年度コミュニティ助成事業により、鉄炮町地区会では集会所にエアコンやシステムキッチン等を宝くじの助成金で整備しました。

今後、さらなる地域力の向上や地域のコミュニティ活動の活性化が期待されます。



◎問い合わせ 企画振興課
(電話：62-2112)